投票所の見直しについて

〇 投票所

市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域内にいくつかの投票区(選挙人が投票する単位区域のことをいいます。)を設けることができ、それぞれの投票区には投票所が設けられます。

【公職選挙法第17条】

- 1 投票区は、市町村の区域による。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

【公職選挙法第39条】

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場合に設ける。

【課題】

- 庁舎増築に伴い、現在、投票所として利用している施設が利用できなくなる。
- 段差等があり、現在、介護用品のスロープをレンタルして対応しているが、勾配が急な箇所がある。

【投票所の確認】

- 見直しが必要と思われる施設について、代替え施設と併せて、2月 10日に確認した。
- 確認の結果は、別紙「投票所の見直し施設視察結果」のとおり

【見直しの方針】

- ※土足で会場に入室することを基本とする。
- ※段差等危険と思われるところは、見直しの対象とする。代替え施設がない場合は、スロープ等で対応する。
- ※投票区の区割は当面見直さない。

O まとめ

〇変更する投票所は次の施設

西枇杷島庁舎

⇒ 西枇杷島第1幼稚園

清洲小学校

⇒ 清洲保健センター

※平成28年中に周知を図り、庁舎統合後の選挙から変更する。 (平成29年実施の選挙から適用する。)